

第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会

令和7年7月4日

資料3-1

第6期熊本県廃棄物処理計画の策定について

令和7年7月

熊本県廃棄物処理計画検討委員会事務局
(熊本県環境生活部環境局循環社会推進課)

- (1) 第6期熊本県廃棄物処理計画の策定のポイント及びスケジュールについて
- (2) 熊本県の一般廃棄物・産業廃棄物の現状及び課題について
- (3) 熊本県のサーキュラーエコノミー移行に向けた目指すべき姿（案）について

1 第6期熊本県廃棄物処理計画の策定のポイント及びスケジュールについて

■ 廃棄物処理計画策定の必要性

- 都道府県は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国が定める基本方針に即して、県域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定める必要がある。
- 現在、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第5期熊本県廃棄物処理計画を策定しており、計画の最終年度である令和7年度に、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第6期熊本県廃棄物処理計画を策定する。

■熊本県廃棄物処理計画の位置づけ

くまもと新時代共創基本方針・総合戦略

熊本県環境基本指針
熊本県環境基本計画（第2章：熊本県循環型社会形成推進計画）

廃棄物の減量・適正処理の
総合的かつ計画的な推進

第6期（令和8～12年度）
熊本県廃棄物処理計画

県内における
◎廃棄物の減量など適正処理に関する目標と目標を達成するために必要な事項
◎バイオマスの活用に関すること（バイオマス活用推進計画）
◎災害廃棄物の処理に関すること（災害廃棄物処理計画）
◎一般廃棄物処理施設に関すること（熊本県長期広域化・集約化計画）

【県】
・熊本県分別収集促進計画
・熊本県PCB廃棄物処理計画
・熊本県食料・農業・農村基本計画
・熊本県総合エネルギー計画
・熊本県地域防災計画 など

【市町村】
・一般廃棄物処理計画
・廃棄物処理施設の長寿命化計画
・市町村バイオマス活用推進計画
・市町村災害廃棄物処理計画 など

循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法
バイオマス活用推進基本法、国の廃棄物処理基本方針
災害廃棄物対策指針

◎廃棄物の減量など適正処理に関する目標と施策を推進するために必要な事項
◎処理施設の整備に関すること
◎非常災害時における廃棄物処理 など

各種リサイクル法

・容器包装リサイクル法
・家電リサイクル法
・食品リサイクル法
・建設リサイクル法 など

■ (現計画) 第5期計画の構成



第5章 循環社会形成のための目標・取組みの方向性

第4章 廃棄物の将来推計

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第3章 産業廃棄物の現状と課題

第1章 計画の基本的事項

第6章 バイオマス活用の推進に向けた取組み（熊本県バイオマス活用推進計画）

第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）

■ (現計画) 第5期計画の概要

1 計画の基本的事項

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、国の基本方針に即して定める計画
- 計画期間: 令和3~7年度(5年間)

2 計画のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の影響**による、生活様式の変化に伴う**家庭ごみの増加**や、**収集時の感染対策**等について記載
- 地球規模で問題となっている**海洋プラスチックごみ削減対策(回収強化・排出抑制・リサイクル)**について個別に取り上げ
- 食品廃棄物の排出抑制につながる**バイオマスの活用**について、計画中の1章に位置付け
- 近年の大規模災害を踏まえ、**災害廃棄物の適正な処理**について計画中の1章に位置付け

3 廃棄物の現状と課題

- (1)一般廃棄物
 - 1人1日当たりの排出量は856グラムで**全国で5番目に少ない**
 - コロナ禍において、ごみを捨てる際の感染対策や、テイクアウト需要及び家庭での食事機会が増えたことによる家庭ごみの増加への対応等が必要
- (2)産業廃棄物
 - 熊本地震関連の復興工事等により**排出量は増加**(ガラス・コンクリートくず等)。上益城地域、熊本市域他での増加率が大きい
 - プラスチックごみはアジア諸国が受入れを禁止しており、今後国内処理の増加が見込まれる

4 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

- (1)目標
 - 一般廃棄物の排出量削減のためには、県民一人一人の取組みが重要であることから、新たに「**ごみ1人1日当たりの排出量(生活系・事業系別)**」の目標を**全国最高水準に設定**

①一般廃棄物

	平成30年度 実績	令和7年度 目標
排出量	556千トン	506千トン
1人1日当たりの排出量	856グラム	811グラム
うち生活系	588グラム	△31グラム
うち事業系	268グラム	△14グラム
再生利用率	19.7%	28%
最終処分量	58千トン	48千トン

②産業廃棄物

	平成30年度 実績	令和7年度 目標
排出量	7,430千トン	7,660千トン
再生利用率	53%	55.4%
最終処分量	156千トン	167千トン

(2)取組みの方向性

- 循環型社会形成に向けた基盤づくり**
 - ・学校、地域等における環境教育推進
 - ・事業者等による資源循環の推進支援
- 排出抑制・再使用・再生利用等の推進**
 - ・食べ切り、使い切り等による食品廃棄物削減
 - ・分別収集の周知啓発等によるリサイクル推進
 - ・事業者への情報提供等による排出抑制促進
- 廃棄物適正処理の推進**
 - ・国の制度改正等を踏まえた市町村への支援等
 - ・コロナ感染防止策徹底による処理事業の継続
 - ・不法投棄防止対策の徹底
- 海洋プラスチックごみ削減の取組み**
 - ・陸域、海域での効率的な回収推進
 - ・海洋ごみの発生源を意識した啓発、流出防止
 - ・県内100%リサイクルを目指した取組みの支援

5 バイオマス活用の推進に向けた取組み(熊本県バイオマス活用推進計画)

- 木質バイオマス発電増加の一方、食品廃棄物の利用率が28%と低く、生ごみの活用が課題
- 生ごみの分別収集や、堆肥化、飼料化及びメタン発酵等の情報提供などにより、**食品廃棄物の利活用を推進**

6 災害廃棄物の処理に関する事項(熊本県災害廃棄物処理計画)

- 熊本地震や令和2年7月豪雨での経験等を踏まえ、平時の備えを含め実践的な内容に改定
- 実施主体である市町村を支援し、国や関係団体と連携した迅速な災害廃棄物処理を推進
 - < 関係機関との協力・連携 >
 - 環境省や自衛隊等との連携強化**(大型災害廃棄物の撤去、災害時人材活用等)
 - ボランティアと連携した災害ごみの搬出、民間事業者と連携した廃棄物処理、土木部局等と連携したがれき混じり土砂除去等
 - < 平時における備え >
 - 仮置場候補地の事前選定**、分別品目・レイアウトの事前決定及び住民への周知
 - 支援協定の締結など、関係団体との連携強化
 - 災害廃棄物処理を担う人材育成(研修等)により、**過去の災害から学んだ教訓とスキルを継承**

■第6期計画策定のポイント

①本県のサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた方向性や取組みについて盛り込む

- ・改定された国の循環型社会形成推進基本計画やくまもと新時代共創総合戦略に基づく対応

②一般廃棄物処理施設の「長期広域化・集約化計画」について計画に盛り込む

- ・環境省から各都道府県に策定が求められているものに対する対応

※広域化・集約化計画策定の必要性については資料3-2「ごみ処理の長期広域化・集約化計画について」参照

第五次循環型社会形成推進基本計画について①

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

令和6年8月
策定

今回の計画（第五次計画）

- **循環経済への移行を前面に打ち出す**
- 気候変動や生物多様性保全といった**環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献**

将来世代の未来につなげる**国家戦略として策定**

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

第二次計画(2008)

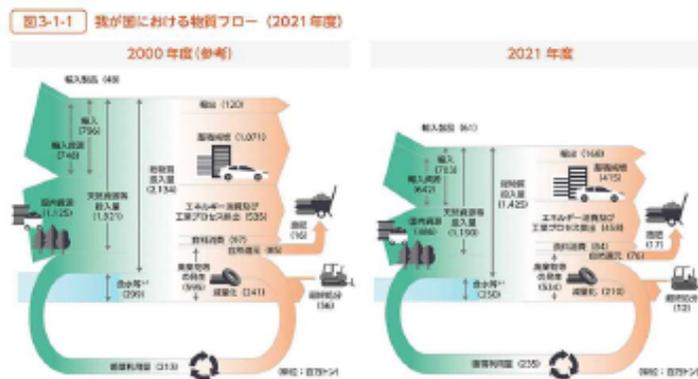
- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

経済・社会面に着目した施策の展開

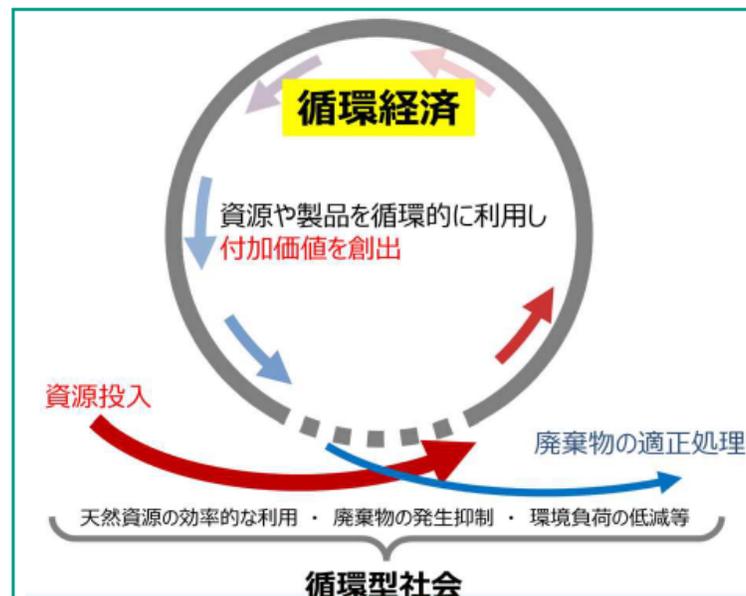
環境面に着目した施策の展開



第五次循環型社会形成推進基本計画について②

改定の背景およびポイント

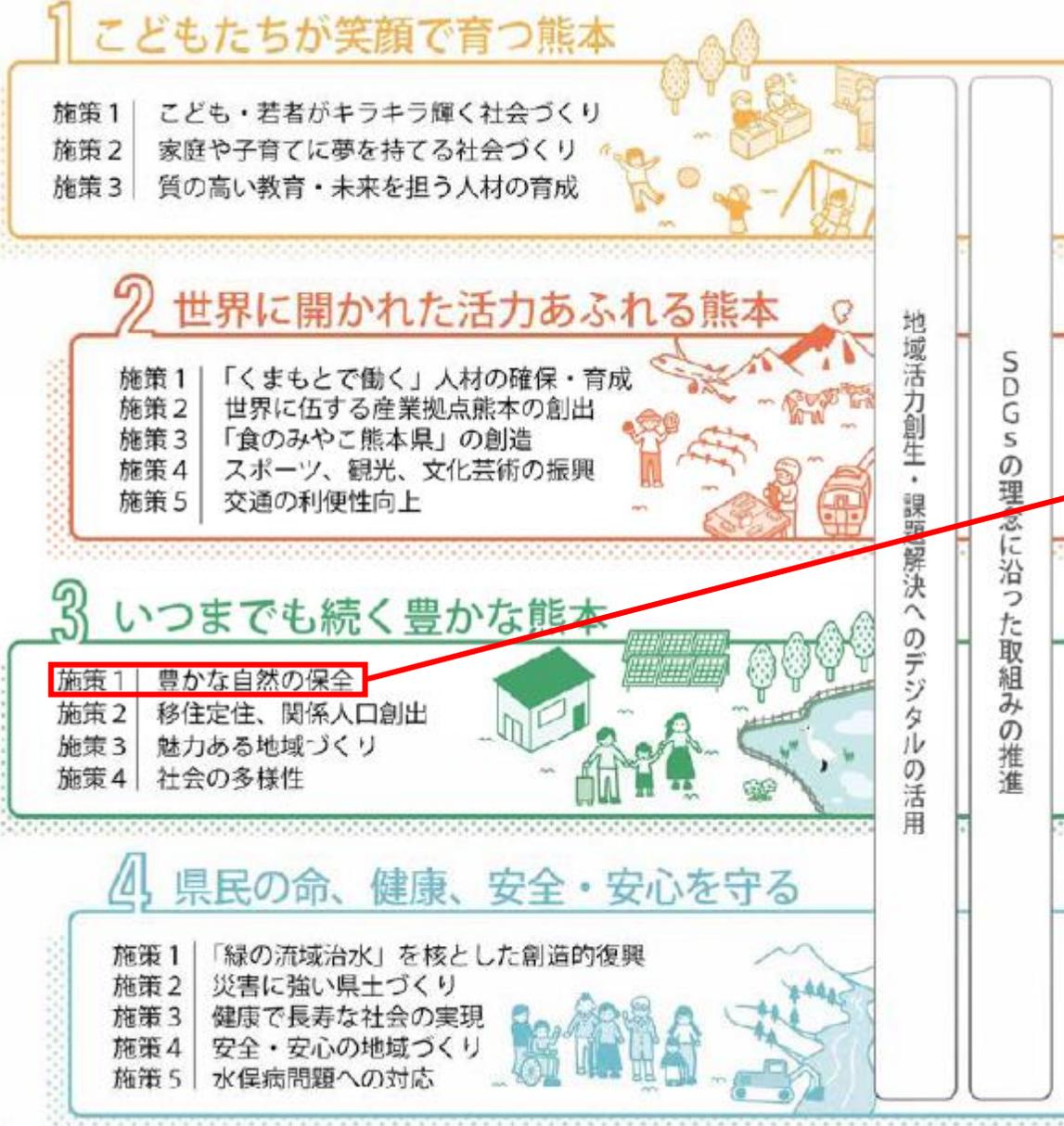
- ▶ 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。**
- ▶ 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- ▶ また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- ▶ こうした認識の下、今回の改定では、**循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



【参考】くまもと新時代共創総合戦略（令和6年12月策定）

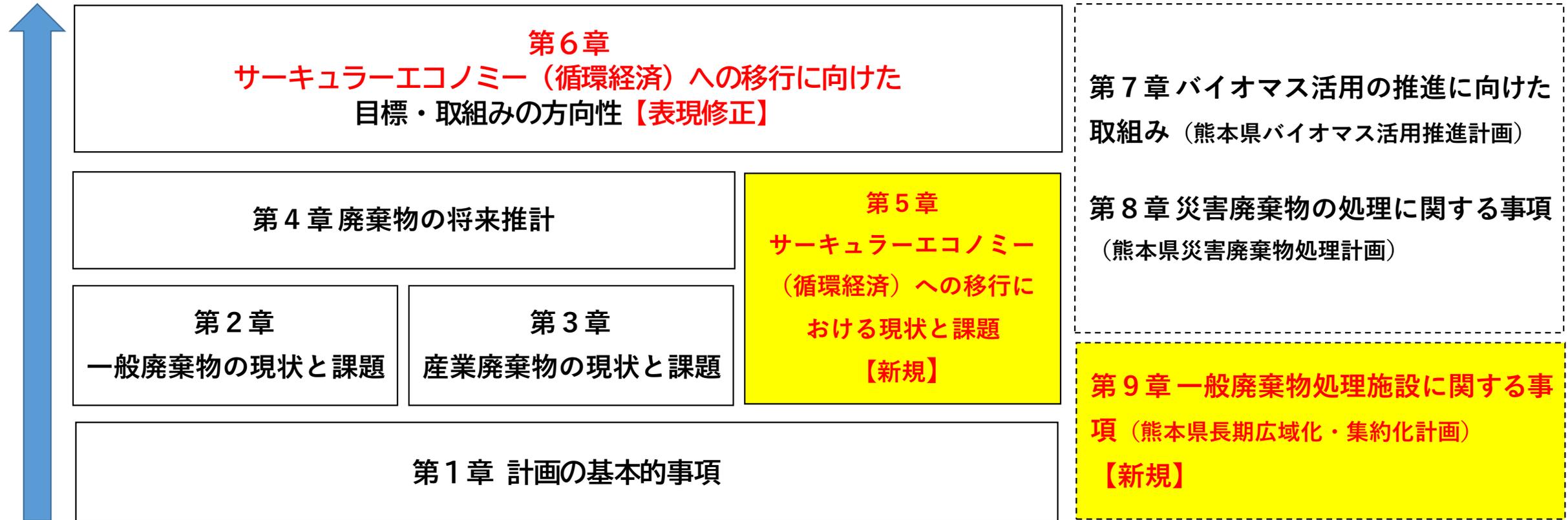


(施策1)豊かな自然の保全

②ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進

- ・ サークュラーエコノミー(循環型経済)へ移行するため、市町村や関係団体等と連携し、プラスチックごみをはじめとする資源化可能な廃棄物の回収強化・リサイクルの推進に取り組むとともに、廃棄物の排出抑制や再利用に取り組めます。

第6期計画の構成



策定スケジュール

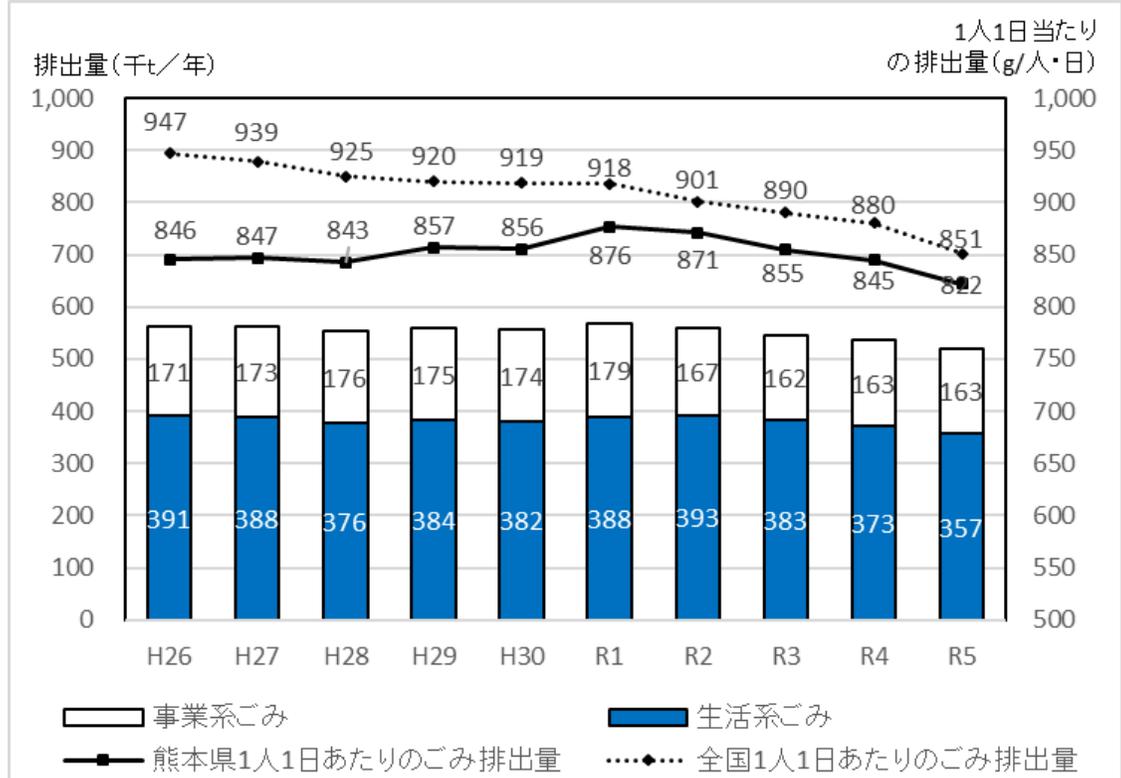
令和7年						令和8年			
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	検討委① 7/4開催	書面 意見照会	検討委②	書面 意見照会	検討委③	パブコメ	審議会 へ答申	策定決裁	計画公表
		庁内関係各 課意見照会		庁内 調整	市町村事前 意見照会	市町村意見 照会			
第1回検討委 ○策定方針及びスケジュール ○一般廃棄物・産業廃棄物の現状及び課題 →計画素案（第1章～第4章）を提示 ○熊本版CE移行に向けた将来の姿（案）			第2回検討委 ○第1回検討委員会後の対応 →計画素案（第1章～第4章）修正案の提示 ○サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行における現状及び課題（第5章） ○サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた目標・取組み（第6章） →計画素案（第5章、第6章）を提示 ○「バイオマス活用推進計画」、「災害廃棄物処理計画」（変更の方向性について）、「長期広域化・集約化計画」検討状況報告			第3回検討委（計画素案を提示） ○第2回検討委員会後の対応 →計画素案（第1章～第6章）修正案の提示 ○バイオマス活用推進計画（第7章） ○災害廃棄物処理計画（第8章） ○長期広域化・集約化計画（第9章） →計画素案（第7章～第9章）を提示			

2 熊本県の一般廃棄物・産業廃棄物の現状及び課題について

■一般廃棄物の現状（1 / 2）

①排出量

- ・ 1人1日当たりの排出量もごみ総排出量と同様に、令和元年度以降は減少傾向にあり、令和5年度には822gとなり、過去10年で最も少なくなっている。
- ・ ただし、ごみの排出量は市町村ごとに違いがある。
- ・ コロナ禍以降、生活系の1人1日当たりのごみ排出量は減少しているが、事業系の1人1日当たりのごみ排出量は横ばいで推移。



「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

市町村別のごみ排出量

	総人口 (人)	ごみ総排出量		1人1日当たり排出量			
		合計 (t/年)	生活系	事業系	合計 (g/人・日)	生活系	事業系
合計	1,728,528	520,091	356,769	163,322	822	564	258
熊本市	731,691	236,238	149,022	87,216	882	556	326
八代市	121,826	37,162	26,294	10,868	833	590	244
人吉市	30,321	10,816	7,479	3,337	975	674	301
荒尾市	49,708	14,376	11,287	3,089	790	620	170
水俣市	22,246	5,985	4,604	1,381	735	565	170
玉名市	63,029	16,462	12,669	3,793	714	549	164
山鹿市	48,812	13,620	9,206	4,414	762	515	247
菊池市	46,807	12,449	9,693	2,756	727	566	161
宇土市	36,403	9,834	7,662	2,172	738	575	163
上天草市	24,417	7,809	5,128	2,681	874	574	300
宇城市	57,059	19,656	15,214	4,442	941	729	213
阿蘇市	24,706	8,424	5,639	2,785	932	624	308
天草市	73,697	23,739	14,162	9,577	880	525	355
合志市	64,638	14,963	12,989	1,974	632	549	83
美里町	8,909	2,050	1,562	488	629	479	150
玉東町	5,181	1,197	949	248	631	500	131
南関町	8,862	2,096	1,473	623	646	454	192
長洲町	15,504	3,823	3,155	668	674	556	118
和水町	9,126	2,196	1,745	451	657	522	135
大津町	35,967	8,786	7,076	1,710	667	538	130
菊陽町	43,803	11,445	8,471	2,974	714	528	186
南小国町	3,818	1,286	741	545	920	530	390
小国町	6,516	2,301	1,499	802	965	629	336
産山村	1,374	277	277	0	551	551	0
高森町	5,972	1,553	1,238	315	711	566	144
西原村	6,781	2,145	1,674	471	864	674	190
南阿蘇村	10,148	2,831	1,955	876	762	526	236
御船町	17,247	4,828	3,360	1,468	765	532	233
嘉島町	10,151	4,132	2,170	1,962	1,112	584	528
益城町	33,993	9,905	7,363	2,542	796	592	204
甲佐町	10,072	2,659	2,062	597	721	559	162
山都町	13,346	3,406	2,230	1,176	697	457	241
氷川町	10,978	3,284	2,176	1,108	817	542	276
芦北町	15,139	3,197	2,976	221	577	537	40
津奈木町	4,239	712	659	53	459	425	34
錦町	10,241	2,804	2,096	708	748	559	189
多良木町	8,682	2,195	1,607	588	691	506	185
湯前町	3,480	970	961	9	762	755	7
水上村	1,969	436	369	67	605	512	93
相良村	4,028	968	815	153	657	553	104
五木村	935	247	240	7	722	701	20
山江村	3,236	748	639	109	632	540	92
球磨村	2,735	586	518	68	585	517	68
あさぎり町	14,405	3,878	2,890	988	736	548	187
苓北町	6,331	1,617	775	842	698	334	363

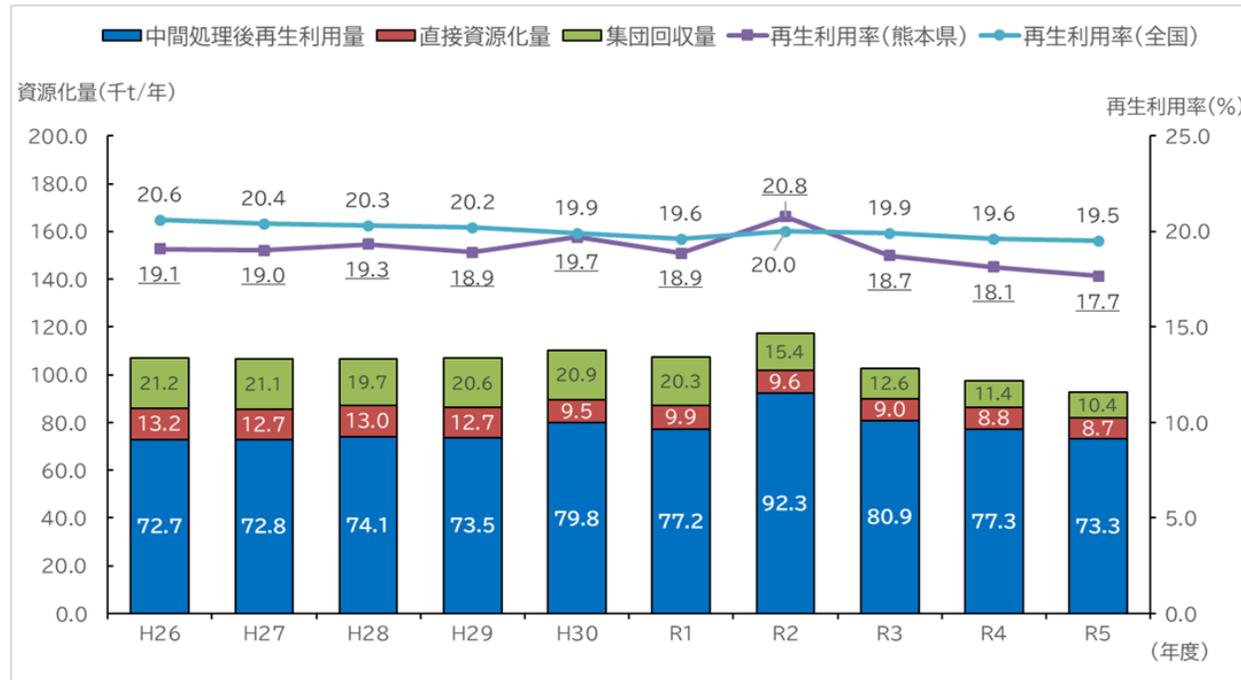
注1) 総人口には、外国人人口を含んでいる。

注2) 1人1日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量÷総人口÷365日(または366日)

■一般廃棄物の現状（1 / 2）

②再生利用量

- 再生利用率は、令和2年度に20.8%まで上昇したが、その後は減少しており、令和5年度は17.7%となっている。
- 再生利用率が伸び悩む要因として、直接焼却率（ごみ処理量に占める直接焼却している割合）が令和5年度で79.6%と高いことがある。これは平成29年度の77.8%から増加傾向で推移している。



「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）をもとに熊本県循環社会推進課作成

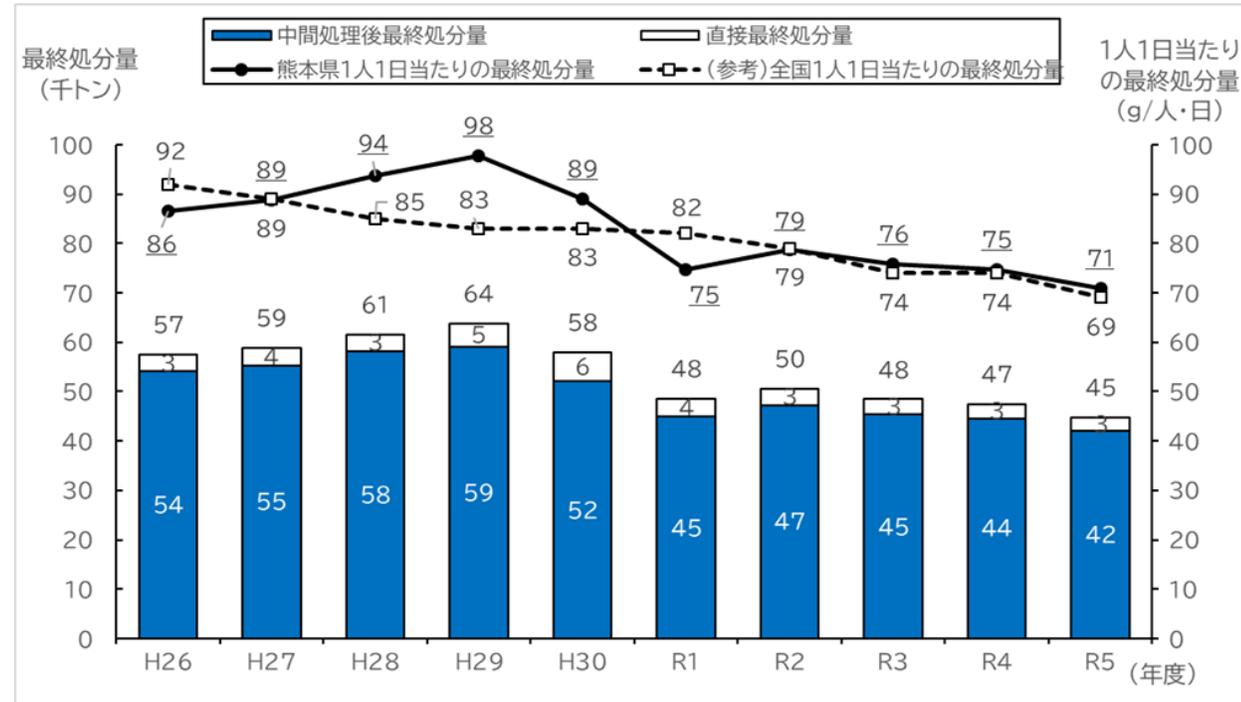
資源ごみ個別品目の分別収集の取組み

分別収集品目		実施市町村数
金属類	スチール缶	40
	アルミ缶	40
	その他の金属	32
ガラス類	無色透明	40
	茶色	39
	その他の色	38
	Rマークびん	24
紙類	飲料用紙製容器（紙パック）	37
	紙製容器包装	31
	段ボール	42
	新聞紙	42
	雑誌・チラシ	42
	その他	42
プラスチック類	ペットボトル	42
	白色トレイ	34
	プラ製容器包装	29
	その他のプラ	15
その他	布類	36
	生ごみ	15
	廃食用油	22
	剪定枝	13
	蛍光灯	39
	電池	39
	使用済小型家電	27
	その他	27

■一般廃棄物の現状（2 / 2）

③最終処分量

- ・最終処分量は、減少傾向で推移しており、令和5年度は約45千トンとなっている。
- ・1人1日当たりの最終処分量も減少傾向で推移しており、令和5年度は約71グラム/人・日となっています。令和2年度以降は、全国値と同様の推移となっている。



「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）をもとに熊本県循環社会推進課作成

■第5期計画の目標達成状況

年度	実績(一般廃棄物処理事業実態調査)					第5期計画	
	R1	R2	R3	R4	R5	目標(R7)	<参考>将来推計(R7)
ごみ総排出量(単位:千トン)	568	559	545	536	520	506	534
1人1日当たり排出量(全体)(単位:g/人・日)	876	871	855	845	822	811	856
うち生活系	599	612	601	587	564	557	588
うち事業系	277	259	254	258	258	254	268
再生利用率	18.9%	20.8%	18.7%	18.1%	17.7%	28.0%	20.3%
最終処分量(単位:千トン)	48	50	48	47	45	48	56

①排出量

- ・ごみ総排出量の目標値506千トン(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約520千トンであり、近年の減少率を継続できれば目標値を達成する可能性あり。
- ・1人1日当たり排出量の目標値811グラム(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約822グラムであり、このままの推移でいけば目標値の811グラムは達成する可能性はあり。

②再生利用率

- ・目標値28%(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約17.7%と、目標達成は難しい状況。

③最終処分量

- ・目標値48千トン(令和7年度)に対し、令和5年度の実績は約45千トンと約3千トン少なくなっており、目標は達成する見込み。

■一般廃棄物の課題

①排出

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量は、市町村ごとに違いがあるため、特に量の多い市町村において削減が必要。
- ・ 事業系一般廃棄物の排出量は横ばいで推移しているため、今後より一層排出量削減のためには事業系一般廃棄物の削減を強化する必要がある。
- ・ 廃棄された小型家電等に内蔵されるリチウムイオン電池が一般ごみに混入すると、火災に繋がる危険性がある。

②再生利用

- ・ 再生利用率に関しては、近年は横ばいの状況が続いており、ごみ排出量が減少している中、再生利用率は向上していない状況が続いている。
- ・ 再生利用率を高めるため、近年上昇傾向にある焼却率を下げる必要がある。
- ・ 製品プラスチックについては、従前から可燃ごみとして焼却されていることが多く、プラスチック資源循環促進法（プラ新法）に基づき、適切に分別・資源化することが求められている（令和6年度で「製品プラスチック」を分別回収している市町村は14自治体）。

③最終処分

- ・ 最終処分量は目標を既に達成している状況ではあるが、埋め立てられているごみにはまだまだ多くの資源が含まれていることも想定される。

■一般廃棄物の将来推計

単位：千トン

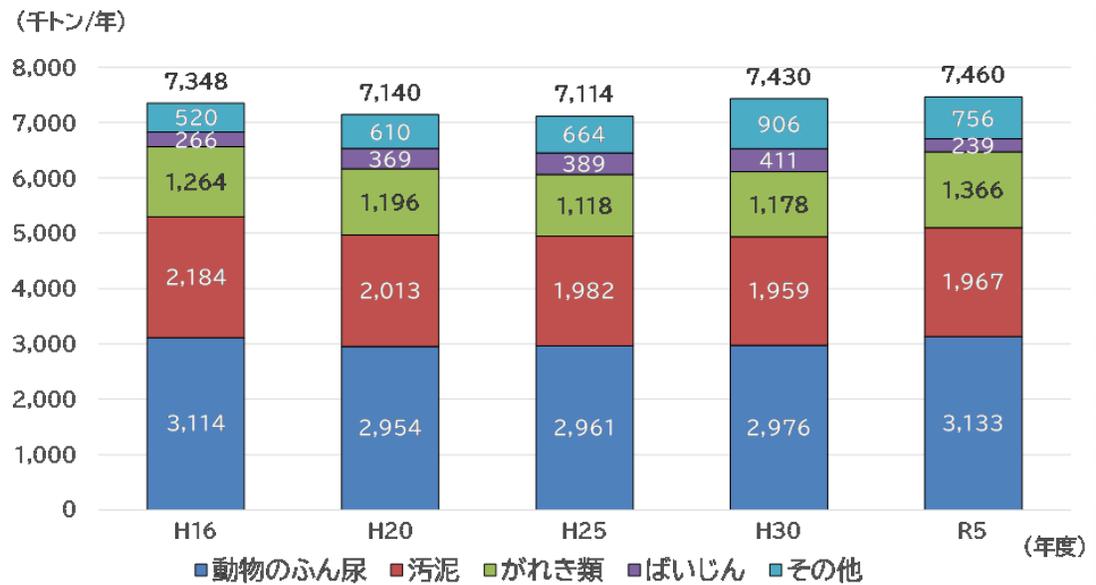
	令和5年度（実績値）	令和12年度（推計値）
ごみ総排出量	520	493
再生利用量	93	86
再生利用率	17.8%	17.4%
減量化量	383	365
減量化率	73.6%	74.0%
最終処分量	45	43
最終処分率	8.6%	8.7%

- ・令和12年度のごみ総排出量は、49万3千トンで、県内人口の減少により令和5年度に比べ約5.2%（2万7千トン）減少すると予測。
- ・再生利用率は17.4%で、令和5年度に0.4%減少すると予測。
- ・最終処分量は43千トンで、令和5年度に比べ約4.4%（2千トン）減少すると予測。

産業廃棄物の現状

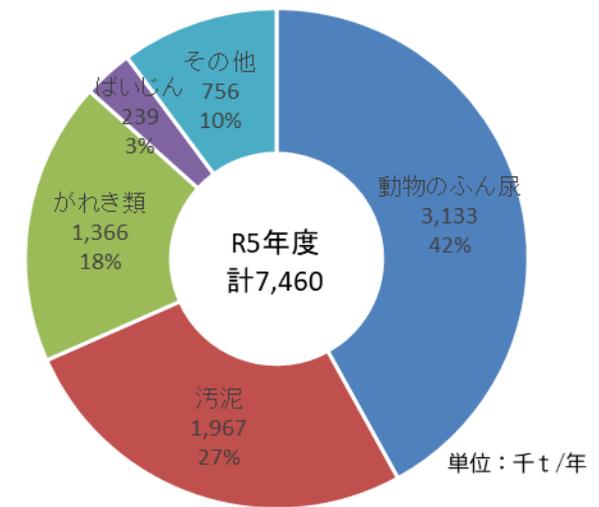
①排出量（種類別） 1 / 3

- 令和5年度の種類別排出量は、動物のふん尿が約3,133千トンで最も多く、2番目に多い汚泥約1,967千トンと合わせ、2種類で全体の68%を占めている。次いで、がれき類が約1,366千トン、ばいじんが約239千トンとなっている。
- 平成30年度と比較すると、がれき類で約188千トン（16.0%）、動物のふん尿で約156千トン（5.2%）、「その他」に含まれるその他産業廃棄物（主に混合物等）で約70千トン（159.9%）それぞれ増加している。
- 全国値と比較すると、本県の排出量は動物のふん尿と汚泥の割合が逆転している。



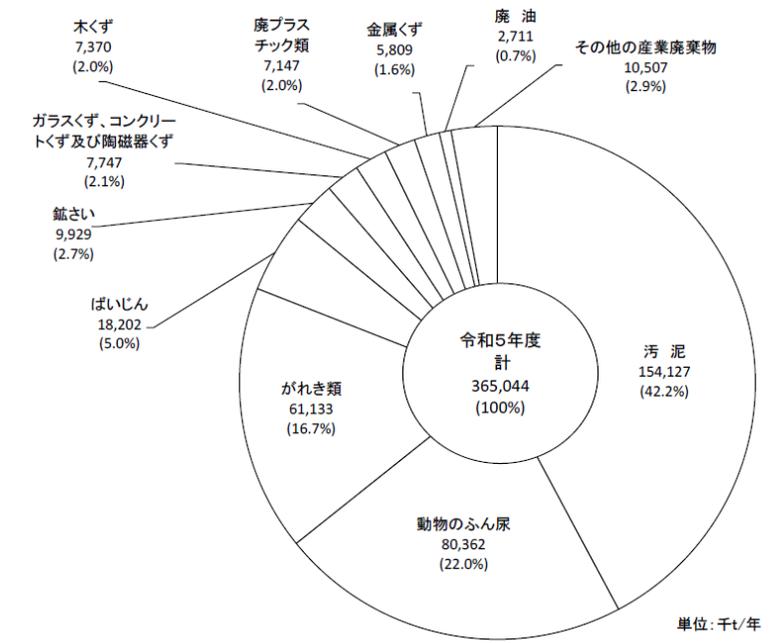
産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

県内の種類別排出量



産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

国内の種類別排出量



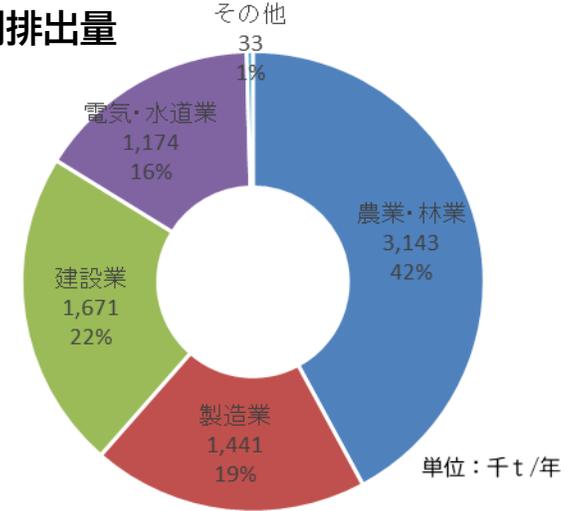
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値（環境省）

産業廃棄物の現状

①排出量（業種別） 2 / 3

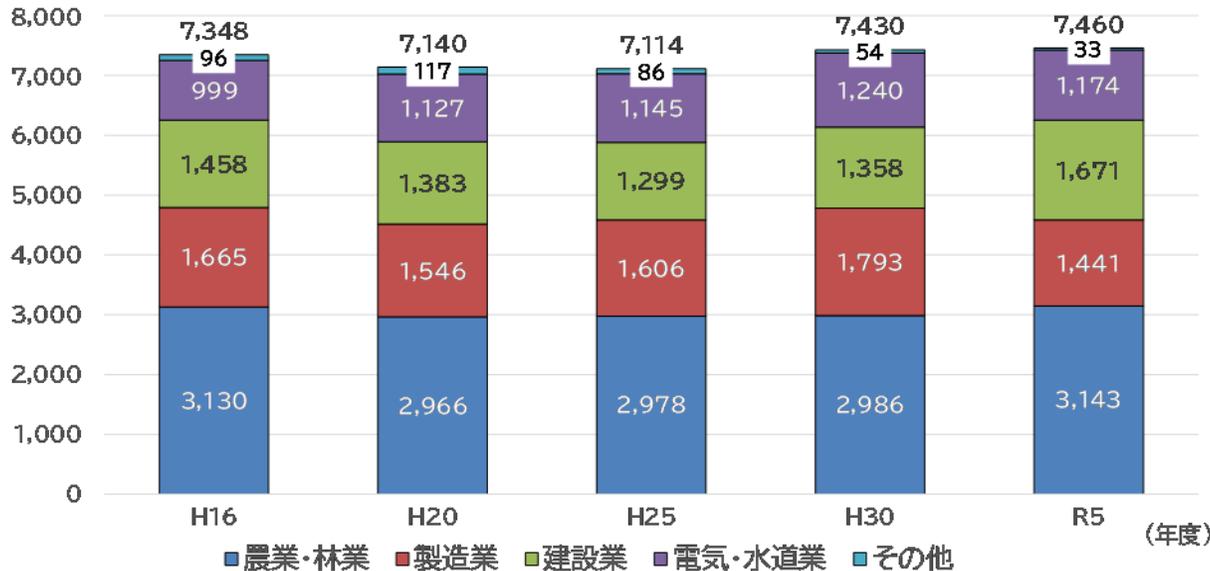
- 令和5年度の業種別排出量は、農業・林業が約3,143千トンで最も多く、次いで建設業で約1,671千トン、製造業で約1,441千トン、電気・水道業で約1,174千トンとなっており、これら4業種で全体の99%を占めている。
- 平成30年度と比較すると、建設業で約313千トン（23.0%）、農業・林業で約157千トン（5.3%）それぞれ増加している。一方、製造業では約352千トン（19.6%）減少している。
- 全国値と比較すると、農業・林業の割合が高くなっている。

県内の種類別排出量



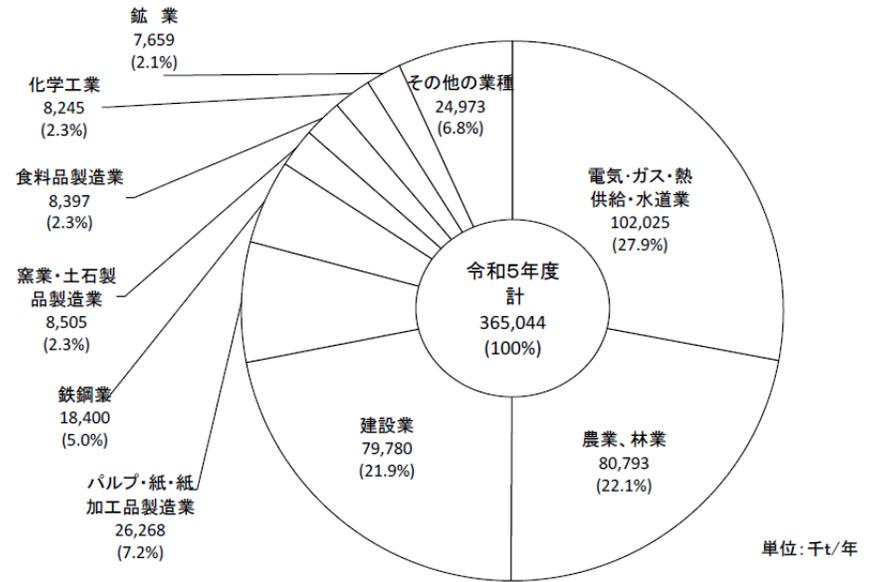
産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

(千トン/年)



産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

国内の種類別排出量



産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値（環境省）

産業廃棄物の現状

①排出量（業種別） 3 / 3

- ・製造業に関しては、業種中分類毎に大きな増減がある。
- ・平成30年度と比較すると、パルプ・紙製造業は約149千トン（19.2%）減少しており、こちらは大手の製紙会社で紙需要の減少を受け生産量が減少していることが影響している。
- ・窯業・土石は約140千トン（44.6%）、金属は約120千トン（64.4%）減少しておりこの業種では特定の事業所のガラス陶磁器くず等の減少量が影響している。
- ・一方、電子部品においては、約133千トン（225.5%）増加しており、半導体企業の進出等により、関連企業の排出量が大きく増加した影響が考えられる。

平成30年度と令和5年度の製造業中分類別排出量の比較

（単位：千トン）

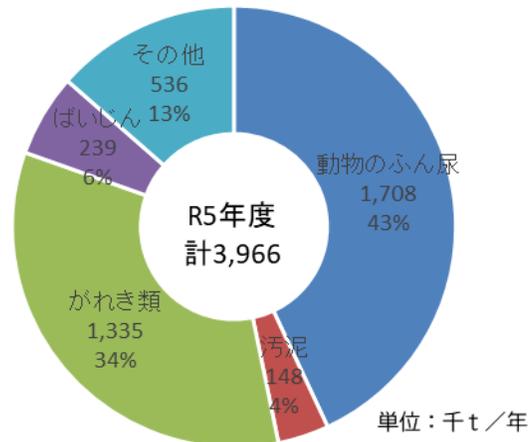
	平成30年度	令和5年度	増減量	増減率（%）
製造業計	1,793	1,441	-352	-19.6%
食料品	129	87	-42	-32.7%
飲料・飼料	94	50	-43	-46.3%
繊維	1	2	1	57.6%
木材	28	24	-4	-13.2%
家具	3	1	-2	-56.5%
パルプ・紙	777	628	-149	-19.2%
印刷	4	3	-1	-28.8%
化学	27	32	5	17.4%
石油・石炭	1	2	1	117.0%
プラスチック	11	15	5	42.6%
ゴム	8	7	-1	-7.6%
皮革	0	0	0	-
窯業・土石	314	174	-140	-44.6%
鉄鋼	80	83	3	3.5%
非鉄金属	3	6	4	147.1%
金属	186	66	-120	-64.4%
はん用機器	2	0	-1	-94.5%
生産用機器	16	13	-2	-15.2%
業務用機器	1	0	0	-58.2%
電子部品	59	192	133	225.5%
電気機器	10	13	3	29.4%
情報通信機器	4	0	-4	-98.9%
輸送機器	35	41	6	16.5%
その他	2	0	-2	-95.2%

産業廃棄物の現状

②再生利用量 (1/2)

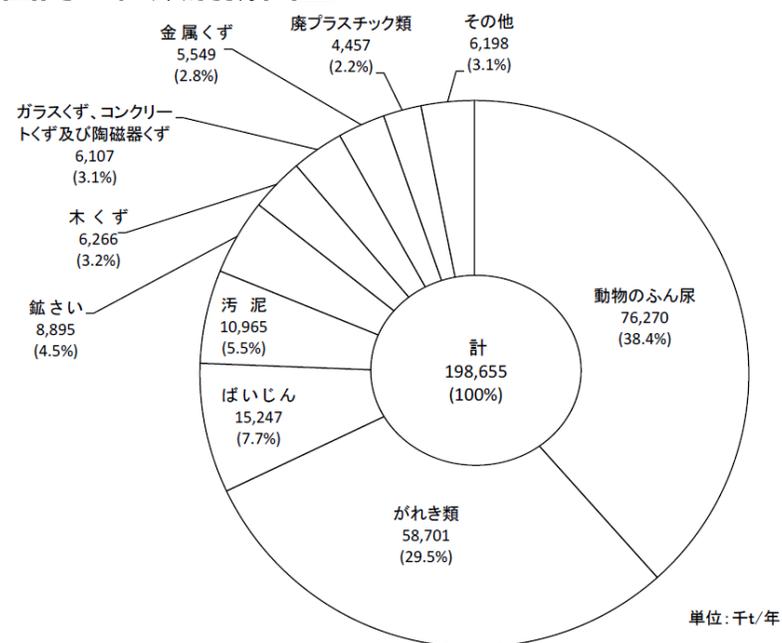
- 平成30年度と比較すると、令和5年度の産業廃棄物の再生利用量は、約3,952千トンから約3,966千トンへ微増し、再生利用率は、約53%と横ばいとなっている。全国の再生利用率（令和5年度速報値：環境省）は約54.4%であり、若干下回っている状況。
- 種類別に平成30年度と比較すると、がれき類は約183千トン（15.9%）増加、動物のふん尿が約85千トン（5.2%）増加している。一方、ばいじんは約171千トン（41.7%）減少しており、これは火力発電所から発生するばいじんの排出量が半減（平成30年度：約400千トン→令和5年度：約220千トン）した影響が考えられる。

県内の種類別排出量

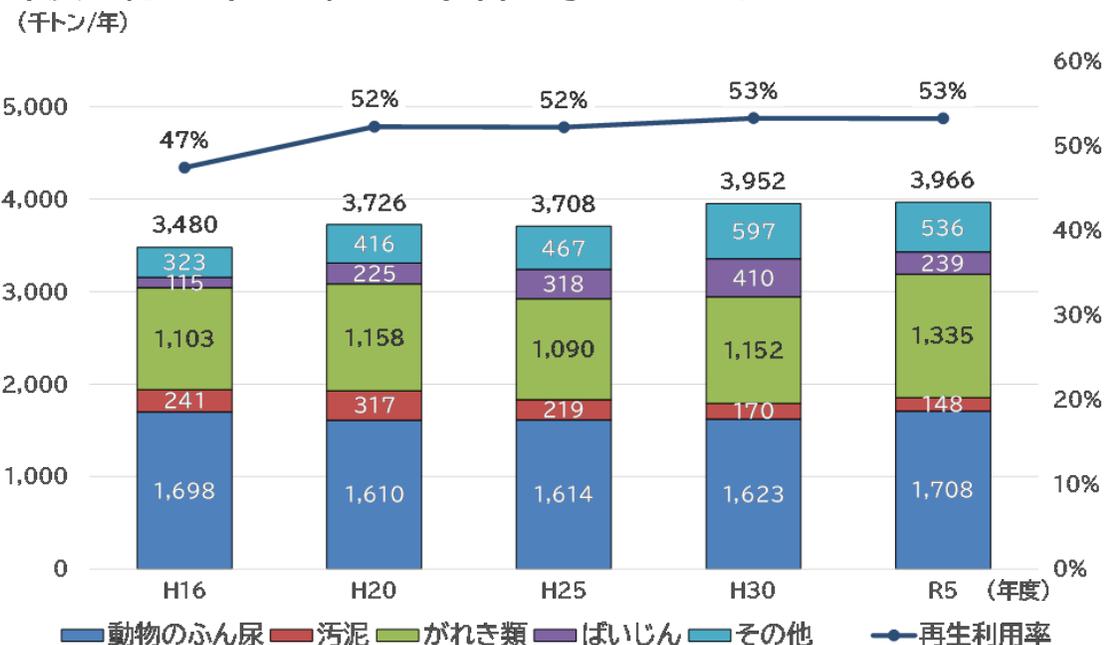


産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

国内の種類別排出量



産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値（環境省）



産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

産業廃棄物の現状

②再生利用量 (2/2)

- ・ 汚泥は再生利用が7.5%と低くなっているが、脱水や焼却等による減量・減容化している量が多く、減量+再生利用率は99.1%と非常に高くなっており、産業廃棄物全体でも減量+再生利用率は98.6%となっている。
- ・ ただし、ほとんどの種類で90%を超えている中、廃プラスチック類、鉍さい、その他産業廃棄物は90%に満たない状況。

令和5年度の種類の再生利用量+減量化量及び再生利用+減量化率

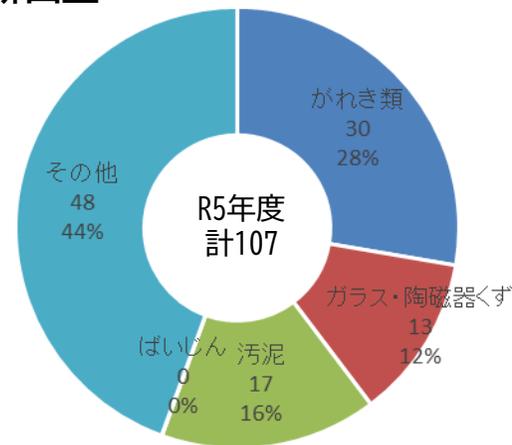
	再生利用量 (千t)	再生利用率 (%)	減量+再生 利用量(千t)	減量+再生 利用率 (%)
合計	3,966	53.2%	7,353	98.6%
燃え殻	11	97.5%	11	97.5%
汚泥	148	7.5%	1,950	99.1%
廃油	13	42.8%	30	97.5%
廃酸	6	19.4%	32	99.0%
廃アルカリ	3	21.1%	14	97.5%
廃プラスチック類	38	72.1%	46	86.4%
紙くず	3	63.7%	4	98.0%
木くず	129	86.0%	147	98.4%
繊維くず	1	61.2%	1	91.6%
動植物性残さ	25	66.8%	37	98.9%
動物系固形不要物		-		-
ゴムくず	3	99.8%	3	99.8%
金属くず	55	98.4%	55	98.4%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	112	63.1%	165	92.8%
鉍さい	48	79.1%	52	84.6%
がれき類	1,335	97.8%	1,336	97.8%
ばいじん	239	100.0%	239	100.0%
動物のふん尿	1,708	54.5%	3,133	100.0%
動物の死体	10	100.0%	10	100.0%
その他産業廃棄物	79	69.4%	88	77.7%

産業廃棄物の現状

③最終処分量

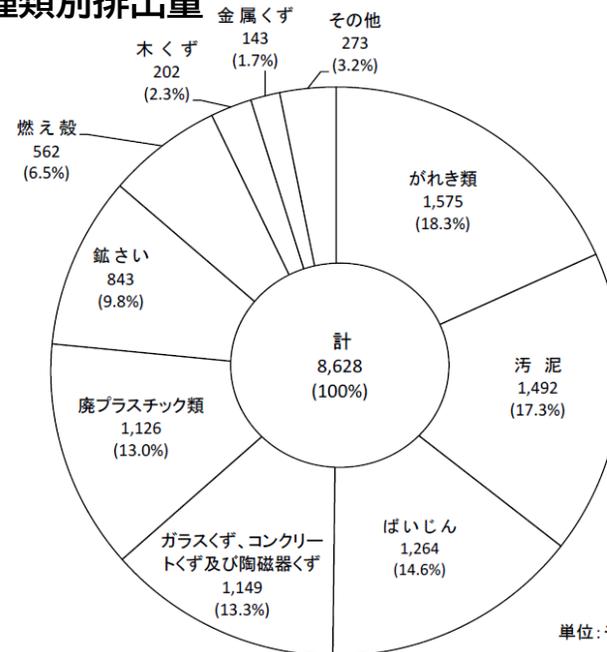
- 令和5年度の最終処分量は約107千トンで、平成30年度の約156千トンから約49千トン減少しており、最終処分率は2.1%から1.4%に減少している。
- 増減の内訳は、汚泥で約21千トン（55.4%）、ガラス・陶磁器くずで約13千トン（50.5%）それぞれ減少しており、がれき類で約5千トン（18.9%）増加している。

県内の種類別排出量

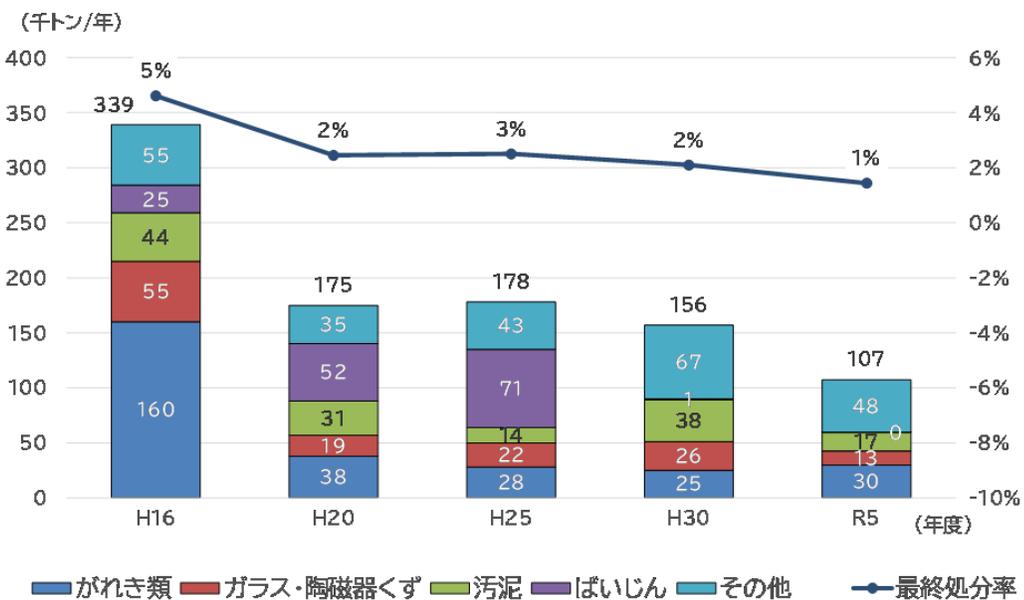


産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

国内の種類別排出量



単位：千t/年



産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年3月）（熊本県）

■第5期計画の目標達成状況

単位：千トン

		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		年度	H16	H20	H25	H30	R5	目標(R7)
排出量	動物のふん尿、火力発電所のばいじん含む	7,348	7,140	7,114	7,430	7,460	7,660	7,660
	動物のふん尿、火力発電所のばいじん除く	-	3,834	3,807	4,081	4,119	4,378	4,378
再生利用	動物のふん尿、火力発電所のばいじん含む	3,480 (47%)	3,726 (52%)	3,708 (52%)	3,952 (53%)	3,966 (53%)	- (55.4%)	4,148 (54%)
	動物のふん尿、火力発電所のばいじん除く	-	1,815 (47%)	1,817 (48%)	1,957 (48%)	2,050 (50%)	- (52.2%)	-
最終処分	動物のふん尿、火力発電所のばいじん含む	339 (5%)	175 (2%)	178 (3%)	156 (2%)	107 (1%)	167	172 (2%)
	動物のふん尿、火力発電所のばいじん除く	-	123 (3%)	109 (3%)	156 (4%)	107 (3%)	167	172 (4%)

①排出量

- ・目標値7,660千トン(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約7,460千トンと200千トン少なく、目標は達成する見込み。

②再生利用率

- ・目標値55.4%(令和7年度)に対し、令和5年度実績は53%であり、平成20年度以降は52~53%と横ばいで推移している状況を踏まえれば、目標達成は難しい状況。

③最終処分量

- ・目標値167千トン(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約107千トンと60千トン少なく、目標を達成する見込み。

■産業廃棄物の課題

①排出

- ・排出量全体としては、目標は達成しているが、さらなる削減のためには事業者の意識調査でも「産業廃棄物の発生抑制」に関する意識に大きな変化はないため、排出抑制に関する意識啓発が必要。
- ・今後も半導体企業の進出や新たな工場の稼働が予定されており、県内の関連企業のみならず、建設業、サービス業等の需要が増えることに伴い廃棄物の排出量に影響を与えることが予測される。

②再生利用

- ・再生利用率は平成20年度以降、横ばいであり、着実に再生利用は定着しつつあるが、更なる再生利用率の向上のためには、事業者の意識調査でも、「廃棄物の再生利用」に関する意識に大きな変化はないため、再生利用に関する意識啓発が必要。
- ・廃プラスチック類、鋳さい、その他産業廃棄物の再生利用率が低い。

③最終処分

- ・最終処分量は全体では大きく減少しているが、種類別の最終処分率をみると、種類によっては最終処分率が高い品目がある。

■産業廃棄物の将来推計

単位：千トン

動物のふん尿、ばいじん	令和5年度（実績値）		令和12年度（推計値）	
	含む場合	含まない場合	含む場合	含まない場合
排出量	7,460	4,119	7,661	4,438
再生利用量	3,966	2,050	4,037	2,190
再生利用率	53.2%	49.8%	52.7%	49.3%
減量化量	3,387	1,962	3,508	2,133
減量化率	45.4%	47.6%	45.8%	48.0%
最終処分量	107	107	114	114
最終処分率	1.4%	2.6%	1.5%	2.6%

- ・排出量は7,661千トンで、令和5年度から2.7%（201千トン）増加すると予測。
（動物のふん尿、ばいじんを含まない場合、4,438千トンで、令和5年度から7.7%（319千トン）増加すると予測）
- ・再生利用率は52.7%で、令和5年度から約0.5%減少すると予測。
（動物のふん尿、ばいじんを含まない場合49.3%で、令和5年度から0.5%減少すると予測）
- ・最終処分量は114千トンで、令和5年度に比べ約7%（7千トン）増加すると予測。
（動物のふん尿、ばいじんを含まない場合も、最終処分量は上記と同様と予測）

産業廃棄物の課題

《委員への意見照会》

◆公共関与管理型最終処分場の課題

- 管理型最終処分場は埋立終了後も管理に長期間を要するため、民間事業者の場合、数十年レベルの経営安定が求められ、維持管理困難となるケースも懸念される。
- また、災害時には大量の廃棄物を処理する必要があり、災害時のセーフティネットとして公共関与管理型最終処分場の位置づけも考慮する必要がある。
- このため、「エコアくまもと」など、今後も公共関与で管理型最終処分場を確保することは手段として考えられるが、最終処分量が減少している中、想定した量の廃棄物の受入ができず、収支均衡が保てない場合、公共関与の性質上、赤字分の行政による負担等が生じる恐れもあり、運営・事業内容等についても検討する必要がある。

(3) 熊本版サーキュラーエコノミー（循環経済）移行に向けた 目指すべき姿（案）について

第五次循環型社会形成推進基本計画について②

改定の背景およびポイント

- ▶ **循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。**
- ▶ **循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。**
- ▶ また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- ▶ こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行は、循環型社会形成に向けた**従来の延長線上の取り組みを強化するのではなく、経済社会システムを循環型に変えていくもの**

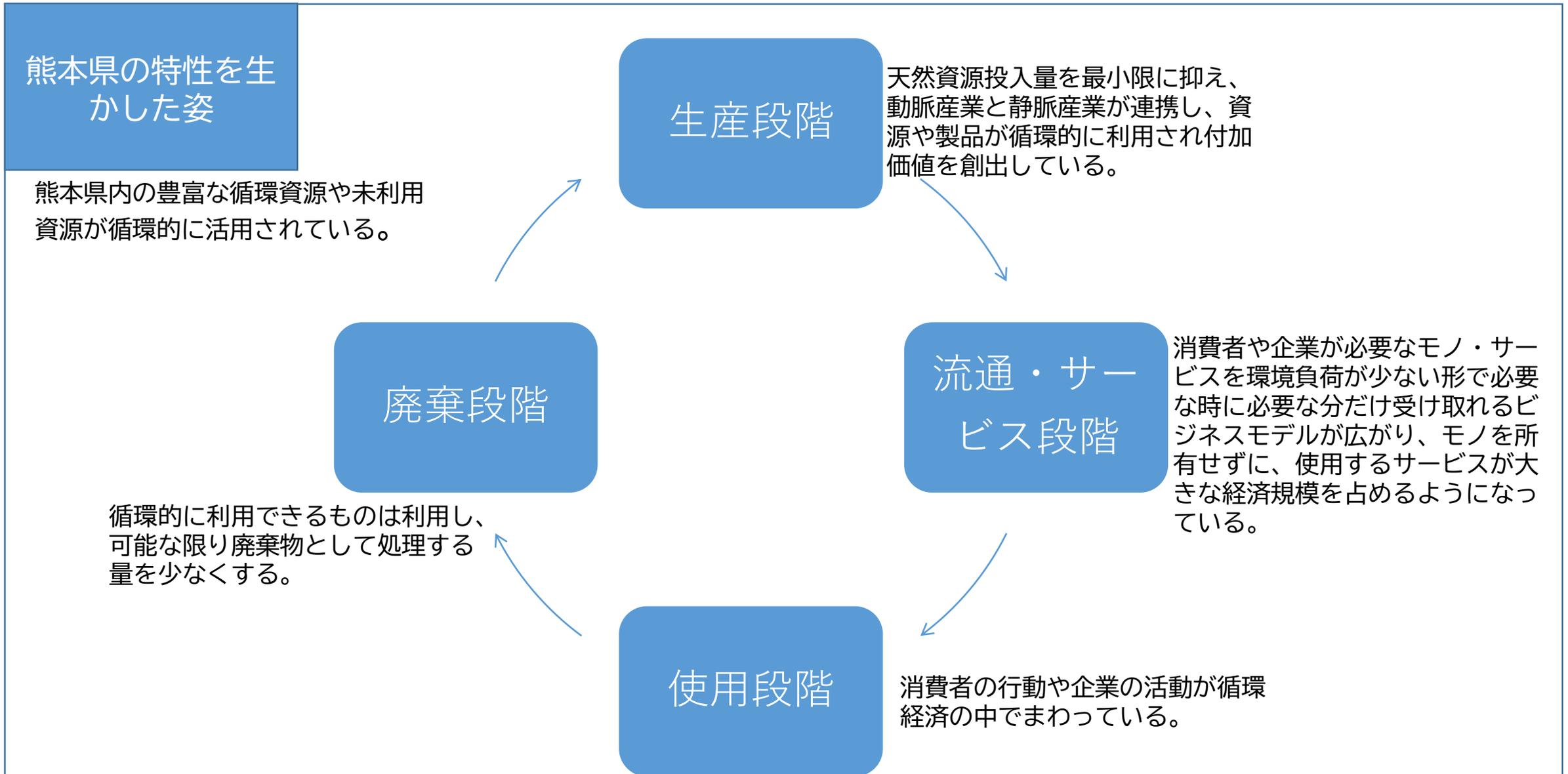
■熊本版サーキュラーエコノミー（循環経済）移行目指すべき姿（案）

国の循環型社会形成推進基本計画を参考に事務局案として以下のとおり整理。

なるべく少ない資源で、また、再生利用しやすい設計で生産された製品や循環資源から生み出された製品をどこでも購入でき、複数の者で同じ製品を共有するサービスを活用し、不要になったものでまだ利用できるものはすぐに再使用され、再使用もできなくなったものは、また循環資源として再生利用されるという一連の流れが当たり前のものになる。

これにより、環境への負荷が低減するだけでなく、人々は豊かな暮らしを送り、これらの製品やサービスを提供することで企業も利益を得て成長し雇用の創出、地場産業の振興の実現につながられている。

■各段階のイメージ



■各段階の目指すべき姿（案）

区分	目指すべき姿
生産段階	<p>天然資源投入量を最小限に抑え、動脈産業と静脈産業が連携し、資源や製品が循環的に利用され付加価値を創出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モノの生産に必要な最小限の資源について、安全な循環資源・再生可能資源の割合をできるだけ高めている。また、活用する資源として、熊本県内の豊富な再生可能資源であるバイオマスが活用され、地域産業の柱の一つとなっている。 ○ 個々のモノについて、生産・流通・使用段階の情報をリアルタイムで把握し、素早く解析し、生産量や生産時期の最適化を図る仕組みや、使用・廃棄段階の情報を基にリペア・交換・分解・分別・アップデート等が容易となる設計などの環境配慮設計を行う拡大生産者責任に沿った製品が広がり、こうしたビジネスモデルがブランド価値を高めている。
流通・サービス段階	<p>消費者や企業が必要なモノ・サービスを環境負荷が少ない形で必要な時に必要な分だけ受け取れるビジネスモデルが広がり、モノを所有せずに、使用するサービスが大きな経済規模を占めるようになってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 供給者と生活者の持つ様々なデータを基にしたマッチングシステムの構築、流通経路の最適化、複数の利用者の持つ様々なデータを基にモノ・サービスの共有を図るシェアリングプラットフォームの構築など新たな技術・システムを用いたビジネスモデルが広がっている。 ○ 製品の使用状況に関する情報、分解修理等の方法に関する情報、製品や部品の量や質に関する情報などリユース・シェアリング・リマニュファクチャリング等を進めるための情報や、循環資源の量や質に関する情報等の適正なリサイクルを進めるために必要な情報が関連事業者や生活者間で共有されている。
使用段階	<p>消費者の行動や企業の活動が循環経済の中でまわっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの生活者の需要を喚起して大量に生産したモノを大量に売り切ることで稼ぐビジネスモデルではなく、例えば、モノを購入・所有し使用する代わりに、サービス（サブスク、シェアリングサービス等）を利用し、必要最小限のモノの提供を受け、使用する。 ○ 使用するモノが定期的に点検・リペア・交換等がなされるなど個々の生活者に寄り添い長期にわたり稼いでいくビジネスモデルが広がっている。 ○ 所有が必要なモノに関しては、リユース品や各地域での資源循環の取組により生産された循環資源や再生可能資源を用いた製品を選択するなど、消費者のライフスタイルが転換している。 ○ 企業も循環資源や再生可能資源を用いた製品を積極的に選択するなど環境に配慮した事業活動を行うようになってきている。
廃棄段階	<p>循環的に利用できるものは利用し、可能な限り廃棄物として処理する量を少なくする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各段階で不要となったものは、技術的及び経済的に可能な範囲で再利用し、再利用できないモノで再資源化可能なモノは再資源化し、再資源化できないモノでエネルギー回収できるモノはエネルギー回収し、再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分する。 ○ 不要となったものが、リユース、リサイクルされることを意識した廃棄、回収、運搬が行われている。

■各段階の目指すべき姿（案）

区分	目指すべき姿
熊本県の特性を生かした姿	<p>熊本県内の豊富な循環資源や未利用資源が循環的に活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 未利用資源等のバイオマス資源の肥料、エネルギー等としての循環利用、適切な森林管理や木材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業等が地域産業として確立されている。○ 肥料の安定供給、食料安全保障・経済安全保障のためにも、肥料の適正施肥とともに、堆肥等の県内資源の利用を拡大することで、持続可能な窒素・リン管理の取組を推進する。○ 国内の半導体関連産業の中心地となった熊本から、生産・流通・使用・廃棄の各段階で資源循環に十分配慮した上で、世界に向け製品が供給されている。